

個人向け国債プラスについて

SMBC日興証券株式会社

2026年3月

- 本資料の内容は、財務省の公表内容（2026/2/2時点）をもとに作成しております。今後資料に記載の内容が予定なく変更になる可能性がありますのでご注意ください
- 個人向け国債プラスの詳細は、今後省令改正が行われ、正式に内容が決定される予定です。現状発行されている個人向け国債は、「個人向け国債の発行等に関する省令」等の法令に基づき発行されております

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

個人向け国債の法人等への販売対象拡大について

本資料は財務省ホームページに記載されている内容を転載しております。

個人向け国債の販売対象については、これまで個人に限定していましたが、国債の安定保有層の拡大を図る観点から、一部の法人等にも拡大します（販売対象となる法人等については、下記の内容をご参照ください）。令和8年12月募集分（令和9年1月発行分）から販売対象を拡大する予定です。それに伴い、商品名を「個人向け国債」から「個人向け国債プラス」に変更します。商品のラインナップ及び基本的な商品性等に変更はありません。

■ 個人向け国債の販売対象となる法人等 (https://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/plus/pdf/plus_kojin01.pdf)

- 個人向け国債の販売対象拡大は、国債の安定保有層の拡大を図る観点から、資金運用に関する制約（元本確保に対するニーズ等）や保有の安定性といった点で、個人と類似した傾向を有すると見込まれる法人等に対して、個人向け国債の購入を可能とするものです。こうした趣旨を踏まえると、一般的に、高度な資金運用体制を備えていると考えられる金融機関や上場企業等は、引き続き販売対象外とすることが適当と考えています。
- 上記の基本的考え方の下、線引きの明確さや販売を担う金融機関にとっての対応しやすさも考慮し、具体的な販売対象の拡大範囲は、金融商品取引法上の特定投資家※制度を参考に、下図の法人等（一般投資家）とします。

※知識・経験・財産の状況から金融取引に係る適切なリスク管理を行うことが可能な投資家。金融商品取引法上の投資家保護に関する規制の一部が適用されない。

販売対象となる法人等（一般投資家）

<主な例>

■ 非営利法人

<具体例> 一般社団法人、一般財団法人、学校法人、医療法人、管理組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、宗教法人、税理士法人 など

■ 非上場法人

<具体例> 非上場株式会社（資本金5億円未満）、合同会社、合資会社、合名会社

■ その他

<具体例> マンション管理組合 など

販売対象外（特定投資家）

①国 ②日本銀行

③適格機関投資家（個人以外）


<具体例> 金融商品取引業者、投資法人、銀行、保険会社、信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、短資会社、金融庁長官へ届出を行った信用協同組合、金融庁長官が指定する農業協同組合 など

④内閣府令で定める法人

<具体例> 特殊法人・独立行政法人、特定目的会社、資本金5億円以上と見込まれる株式会社、上場株式会社、外国法人

※ 金融商品取引法第2条で特定投資家として掲げられている者

商品ラインナップ及び各商品性等

ラインナップ			
償還期限	10年	5年	3年
発行頻度	毎月		
購入単位／購入限度額	最低1万円から1万円単位／上限なし		
販売価格	額面金額100円につき100円		
販売対象者	個人 及び 一部の法人等（非営利法人、非上場法人等）		
金利タイプ	変動金利（6カ月毎に変動）	固定金利	
金利設定方法（基準金利）	$\text{基準金利} \times 0.66$ <small>（直近の10年債入札の平均落札利回り）</small>	$\text{基準金利} - 0.05\%$ <small>（期間5年の利付国債の想定利回り）</small>	$\text{基準金利} - 0.03\%$ <small>（期間3年の利付国債の想定利回り）</small>
金利の下限	0.05%		
中途換金	発行後1年経過すればいつでも国の買取による中途換金が可能 ※中途換金時に、直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685が差し引かれます		
償還金額	額面金額100円につき100円（中途換金時と同じ）		

「個人向け国債の法人等への販売対象拡大」に関するQ & A①

本Q&Aは、令和8年12月募集分（令和9年1月発行分）（予定）より、個人向け国債の販売対象を「個人のみ」から「個人及び一部の法人等」に拡大することに伴って生じると考えられる疑問点についてお答えするものです。基本的な商品性については、現在（販売対象拡大前）の「個人向け国債」から変更はありませんので、「個人向け国債」に関するその他の疑問点につきましては、下記リンク先をご参照ください。
<https://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/main/qa/>

No.	カテゴリ	質問	回答
1	商品名について	現在の「個人向け国債」という商品名は変わるのですか？また、いつから変わりますか？	販売対象が「個人のみ」から「個人に加え、一部の法人等」にも拡大されますので、それに伴い、商品名も変更します。令和8年12月募集分（令和9年1月発行分）からは、「個人向け国債プラス」に変わる予定です。 現在の「個人向け国債」と変わらない商品性であり、引き続き個人が購入できる点を明確に示すために「個人向け国債」というネーミングを残しました。また、個人に“プラス”して法人等も購入できるようになるという意味も含んでいます。“プラス”を加えることで投資家の皆様に親しみを持って呼んでいただきたいという想いを込めて「個人向け国債プラス」という商品名にしました。
2	販売対象の法人等について	「個人向け国債プラス」の販売対象となる「一部の法人等」とは、具体的にどのような法人等ですか？	「個人向け国債プラス」の販売対象となる「一部の法人等」とは、金融商品取引法第2条第31項における「特定投資家」に該当しない、「 <u>一般投資家</u> 」である法人や団体（以下、『 <u>法人等</u> 』と記載します）のことを指します。具体例については、『 <u>個人向け国債の販売対象となる法人等</u> 』の資料をご確認ください。 https://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/plus/pdf/plus_kojin01.pdf

「個人向け国債の法人等への販売対象拡大」に関するQ & A②

No.	カテゴリ	質問	回答
3	販売対象の法人等について	『法人等』は、いつから「個人向け国債プラス」を購入できますか？	令和8年12月募集分（令和9年1月発行分）から購入できるようになる予定です。ただし、金融機関によっては、システム対応等の関係により、上記日程の予定よりも『法人等』への販売が遅くなるなどの可能性がある点にはご注意ください。詳細は金融機関にお問い合わせください。 なお、令和8年11月募集分（令和8年12月発行分）までの「個人向け国債」を『法人等』が購入することはできません。
4	商品性について	「個人向け国債プラス」は、「個人向け国債」から商品性が変わるのですか？	今回の制度変更は、販売対象を「個人のみ」から「個人及び『法人等』」に拡大するという内容になりますので、 基本的な商品性に変更はありません。
5	商品性について	「個人向け国債プラス」は、「個人向け国債」と同様、元本割れしないのですか？	「個人向け国債」と同様、「個人向け国債プラス」も元本割れはしません。 ただし、『法人等』が中途換金をする場合、“法人税等の納税時”に【「個人向け国債プラス」の運用による利子収入額（税引き前）】が【中途換金調整額と納税額の合計金額】を下回るケースはありえます※（中途換金調整額についてはQ11をご参照ください）。 ※高い法人税率が適用される場合など
6	商品性について	「個人向け国債プラス」を国から購入した『法人等』が、その「個人向け国債プラス」を別の『法人等』や個人に譲渡することはできますか？	できません。なお、一般投資家である『法人等』同士の合併や会社分割等により、元々「個人向け国債プラス」を保有していた『法人等』から、別の『法人等』に「個人向け国債プラス」が引き継がれるケースは、「譲渡」に当たらないため、本譲渡制限の対象とはなりません（引き継がれる先が「特定投資家の法人等」の場合については、Q12をご参照ください）。

「個人向け国債の法人等への販売対象拡大」に関するQ & A③

No.	カテゴリ	質問	回答
7	商品性について	「個人向け国債プラス」を国から購入した個人が、その「個人向け国債プラス」を別の個人や『法人等』に譲渡することはできますか？	「個人向け国債」と同様、「個人」から「個人」への譲渡は可能ですが、「個人」から『法人等』への譲渡はできません。 なお、個人間の相続については、「個人向け国債」と同様、可能です。
8	中途換金について	個人に限らず、『法人等』も「個人向け国債プラス」を中途換金することはできますか？	原則、発行から1年が経過した「個人向け国債プラス」であれば、個人・『法人等』を問わず、中途換金が可能です。中途換金の際には、「直前2回分の各利子（税引前）相当額に0.79685を掛けた金額」（＝中途換金調整額）が差し引かれる点にご留意ください。
9	中途換金について	『法人等』が、発行後1年を経過していない「個人向け国債プラス」を中途換金することはできますか？	原則、発行後1年を経過するまで、中途換金はできません（Q8をご参照ください）。ただし、『法人等』が【解散した場合】や【災害救助法が適用された災害により被害を受けた場合】には、中途換金の特例として発行後1年を経過していない「個人向け国債プラス」を中途換金することができます。中途換金の特例を請求する際には、請求者が定められていること、証明書類のご提出が必要となることにご留意ください（Q10をご参照ください）。 手続きについては金融機関にお問い合わせください。

「個人向け国債の法人等への販売対象拡大」に関するQ & A④

No.	カテゴリ	質問	回答
10	中途換金について	『法人等』が中途換金の特例を請求する場合、具体的に、どのような者が中途換金の特例を請求できますか？また、どのような証明書類が必要になりますか？	<p>【解散した場合】における中途換金特例の請求者は、「解散時に『法人等』を代表している者」となります。具体的には、「清算人」、「破産管財人」、「解散する法人等の権利義務全部を承継する法人」などが考えられます。</p> <p>また、証明書類としては「『法人等』が解散したことが分かる公的機関等の書類」となります。具体的には、「解散したことが記載された官報」、「解散等について登記された登記簿謄本」、「解散したことが記載された議決書・総会議事録」、「マンションの建て替えについて証明できる書類」、「マンション建物の滅失等について登記された登記簿謄本」などが考えられます。</p> <p>【災害救助法が適用された災害により被害を受けた場合】における中途換金特例の請求者は、「当該被害を受けた「個人向け国債プラス」を有する『法人等』」となります。</p> <p>また、証明書類としては「当該災害が発生した市町村の区域に本店や支店等が存在していることを証明する書類」「当該災害にかかったことを公的機関が証明した書類」となります。具体的には、「被災証明書」、「罹災証明書」などが考えられます。</p>
11	中途換金について	中途換金する際に差し引かれる「中途換金調整額」について、現在の算出方法から変更されますか？また、個人と『法人等』とで算出方法に違いはありますか？	現在の算出方法から変更ありません。個人・『法人等』ともに、「直前2回分の各利子（税引前）相当額に0.79685を掛けた金額」が中途換金調整額となります。

「個人向け国債の法人等への販売対象拡大」に関するQ & A⑤

No.	カテゴリ	質問	回答
12	中途換金について	販売対象外である法人等（特定投資家）が「個人向け国債プラス」を保有することになった場合、保有し続けても問題はないですか？	<p>販売対象外である法人等（特定投資家）が、「個人向け国債プラス」を保有し続け、運用することは想定しておりません。よって、何らかの事情※で法人等（特定投資家）が「個人向け国債プラス」を保有することになった場合には、速やかに中途換金を行っていただくこととしております。手続きについては金融機関にお問い合わせください。</p> <p>※例えば、「『法人等』（一般投資家）が「個人向け国債プラス」を購入した後に、法人等（特定投資家）に移行したケース」や「『法人等』（一般投資家）が「個人向け国債プラス」を購入した後に、法人等（特定投資家）に合併等をされたケース」など</p>
13	令和8年12月以前に発行される「個人向け国債」の取り扱いについて	令和8年12月以前に発行される「個人向け国債」について、「個人向け国債プラス」が発行される予定の令和9年1月以降の取り扱いはどうなりますか？	<p>「個人向け国債プラス」が発行された後も、「個人向け国債」の譲渡可能な先や中途換金等の取り扱いについては変更ありません。令和8年12月以前に発行される「個人向け国債」の取り扱いにつきましては、下記リンク先をご参照ください。なお、「個人向け国債」を『法人等』が購入することはできません。</p> <p>個人向け国債についてのよくある質問 https://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/main/qa/</p>

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

手数料等について

SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。債券を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。

リスク等について

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。

なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。

また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。

本資料に記載される情報は、お客さまの便宜・参考のために一例としてご提供申し上げているものであり、生じうる結果をすべて含むものではなく、価格形成に影響を与え得るすべての要因について述べているものでもありません。当社は、当該情報の提供により、有価証券の取引その他の取引の勧誘等を行うものでも、証券投資に関する法務・税務・会計その他の助言等を提供するものでもありません。お客さまが当該情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客さまの判断と責任において使用されるものであり、当該情報の使用による結果について、当社は何らの責任を負うものではありませんのでご了解ください。本資料に掲載されている価格、数値、予測または見解等は、該当日時に当社の判断に基づいて算出した、あくまでも参考値であり、お取引を締結する際に実際に用いられる価格または数値をあらわすものではありません。かかる価格、数値、予測、見解等は予告無しに変更することがあります。当社は、本資料において提供される情報について、その正確性もしくは信頼性について保証するものではありません。また、情報が不完全な場合または要約されている場合もあります。

上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各部署までお願いいたします。

商号等 SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本STO協会

(2023年9月12日現在)